

高安受水場他脱炭素化事業 仕様書

1 事業概要

高安受水場他脱炭素化事業者（以下「事業者」という。）は、八尾市水道局（以下「八尾市」という。）が所有する高安受水場及び龍華配水場を活用し、発電設備等（以下「脱炭素化設備」という。）を設置及び運営管理し、もしくは、その他の方法により脱炭素化事業（以下「本事業」という。）を行うものとする。

2 事業場所

高安受水場 八尾市服部川一丁目112番地

龍華配水場 八尾市南本町九丁目8番1号

3 用途指定

本仕様書は、本事業の用途のみに使用するものとし、その他の目的に使用することはできないものとする。

4 本事業実施に伴う水道施設の能力等

（1）施設に関する諸条件

ア 施設状況

○高安受水場

●用地面積 13,202.00㎡（進入路部除く）

●建物面積

・送水棟

屋根 276.00㎡

壁面 706.45㎡

・配水棟

屋根 300.12㎡

壁面 352.80㎡

・次亜注入棟

屋根 79.20㎡

壁面 174.84㎡

●池状構造物面積

・配水池 2373.60㎡

・受水池 2409.47㎡（No.1、No.2）

1145.10㎡（No.3）

○龍華配水場

●用地面積 8,493.00㎡

●建物面積

・管理棟

屋根 360.00㎡

壁面 360.34㎡

・次亜注入棟

屋根 62.50㎡

壁面 154.35㎡

●池状構造物面積 1,701.00㎡（1号池）

※2号池については、上部を駐車場にて活用中

イ 電力量（令和5年度実績）

○高安受水場

・月平均電力量 455,765kWh

・日平均電力量 14,943kWh

・時間平均電力量 622kWh

○龍華配水場

・月平均電力量 84,540kWh

・日平均電力量 2,771kWh

・時間平均電力量 115kWh

ウ 設置予定場所

・設置予定場所は事業者の提案によるものとする。

カ 提供資料

・位置図（別紙1）

・平面図（別紙2）

・建物断面図、建物立面図（別紙3）

・配水池寸法図（別紙4）

・単線結線図（別紙5）

・電力デマンドデータ（別紙6）

（2）脱炭素化設備等を設置する場合の規模

設置する脱炭素化設備等の規模は事業者の提案によるものとする。

（3）事業開始時期

事業開始時期は令和6年度下半期を目安とするが、事業者との協議により開始時期を決定するものとする。

5 本事業の実施に伴う条件等

（1）脱炭素化設備等を設置する場合の設計・整備、運用管理、申請行為は、すべて事業者

で行うこと。

(2) 脱炭素化設備等を設置する場合、必要な用地を貸し付けるものとする。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）及びその他関連法令を遵守すること。

(4) 本仕様書及び各要領等の内容を遵守すること。

(5) 本事業を継続して実施できる適切な計画内容、収支計画であること。

(6) 脱炭素化設備等を設置する場合の計画・設計・設置・維持管理・脱炭素化事業終了後の原状回復及び各種手続き等にかかる費用は、事業者の負担で実施すること。

(7) 事業用電気工作物にかかる届出・管理等が必要な場合は、事業者が行うこと。その他、本事業に必要な関係法令に基づく申請及び諸手続等は、すべて事業者で行うこと。また、電気主任技術者の選任が必要な場合は、事業者にて必要な有資格者を確保・配置すること。

(8) 脱炭素化設備を電力会社の系統に連系する場合は、発生する工事負担金、設備認定に関する費用等は、事業者で負担すること。

(9) 本事業を実施するうえで関連する水道施設の改造や整地、特に脱炭素化設備等を設置する場合、水道施設の安全性を確保するための構造計算等を実施し、八尾市の承諾を得て、構造計算等の費用を含め事業者の負担で実施すること。

(10) 事業者は、脱炭素化設備等の設置時及び運転開始後に発生した事故や維持管理上の障害等について、直ちに対処し八尾市に連絡すること。また、八尾市から事故等の連絡を受けた場合、直ちに対処すること。

(11) 事業者が、脱炭素化設備等の整備及び管理に関する契約内容に適合していないことにより水道施設等に損害を与えた場合や、その他事業者の責めに帰すべき事由により八尾市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負うこと。

(12) 事業者は、毎月のCO2排出実質削減量等を翌月の初旬に報告すること。

(13) 脱炭素化設備等の整備や維持管理に伴い配水場等に立ち入る者は、身の衛生に十分注意するとともに、配水場等を汚さないようにすること。

(14) 配水場等に入場する作業員等は、水道法第21条及び同法施行規則第16条の規定に基づき、検便（腸チフス、赤痢、パラチフス、サルモネラ菌群及びO-157）の証明書等を提出すること。

(15) 本事業に伴い設置した設備等は、事業終了後に事業者の負担と責任において速やかに原状回復すること。なお、事業継続等を希望する場合は、八尾市との協議により、事業更新を認める場合がある。

(16) 事業者が協定に定める義務を履行しない場合には、協定を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により、速やかに原状回復し、返還すること。

(17) 事業者が本事業を継続できなくなった場合、事業者が選定し、八尾市が適切と認めた新たな事業者に、権利及び義務を継承させることができる。

(18) 本事業の実施に伴う紛争等に関しては、八尾市は責任を負わない。事業者として責任ある立場で解決すること。

6 脱炭素設備等を設置する場合の設計・設置工事にあたっての条件等

- (1) 配水場等の施設能力を考慮し、適切な発電規模となる脱炭素化設備を整備・運用すること。
- (2) 脱炭素化設備等の設置にあつては、既存の水道施設に損傷等を与えないよう十分に留意すること。
- (3) 事前に脱炭素化設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を八尾市に提出し、水道施設の利用や安全に支障は無いよう十分協議し承諾を得ること。
- (4) 脱炭素化設備の仕様や構造については、耐震性、風水害対策等、構造上安全で騒音、振動、光害等の対策を講じること。
- (5) 脱炭素化設備等については、水質に影響を与えない材質並びに構造を有する資機材を使用すること。また、使用材料（付帯設備を含む。）については八尾市の承諾を得ること。
- (6) 脱炭素化設備等の運転状況及び故障等の状況を24時間監視できるようにすること。
- (7) 事業者としての専門知識、水道事業付帯施設としての専門知識が求められることから、本事業の企画・設計及び施工について配置技術者として適切な資格を有する者を配置することとともに、工事にあつては、現場代理人、主任技術者及び監理技術者を配置すること。
- (8) 水道施設の運用を維持したまま工事を行うこと。やむを得ず配水池への流入停止等が必要な場合には、事前に八尾市と調整を行うこと。
- (9) 周辺環境に配慮し、良好な工事環境の創造に努めること。
- (10) 再生資材・環境負荷の少ない機材（排ガス対策型、低騒音型等）の使用、環境負荷の少ない工法の採用に努めること。
- (11) 建設発生土、コンクリート・アスファルト塊、その他廃材等の発生抑制とリサイクルの推進に努めること。
- (12) 着手前に地元説明会等を事業者の責務で実施し、地元住民の理解を得た上で、着手すること。

7 運用上の条件等

- (1) 事業開始にあつては、運用方法、機器取扱い等を八尾市に説明すること。
- (2) 日常的な脱炭素化設備等の運転・停止に係る決定権は事業者が有する。なお、事業者は常に適正な脱炭素化設備の運転管理を行うこと。
- (3) 水道水の供給や水質に著しく影響を及ぼした場合、または及ぼす可能性がある場合には、速やかに八尾市と協議を行うこと。また、必要に応じて、事業者の責任において脱炭素化設備等を撤去し、原状回復すること。
- (4) 八尾市が施設や機器類等の維持管理業務を行うときは、事業者は必要な協力を行うこと。
- (5) 八尾市が、緊急対応のため、予告なく水道施設の停止等の措置を講じる場合、その際に

は事後連絡となることを了承すること。

8 その他の条件

(1) 前各号以外に生じた事案や課題、提案等については、八尾市と事業者で協議して対応すること。